

シルバー人材センターご利用者様

## 契約方法の見直しについて

日頃より、当センターの事業運営に当たり多大なご協力をいただき誠にありがとうございます。

当センターではフリーランス法の施行に伴い令和7年4月1日から契約方法の見直しを行います。契約方法の変更は、令和7年4月以降順次行ってまいります。

従来は「お客様からセンターへの委託」と「センターから会員への再委託」の2段階の契約となっていましたが、新たな契約は「お客様・センター・会員」の三者間の包括的な契約となります。

令和7年4月1日以降は次の規約をご理解のうえ、当センターに利用申し込みをしてください。

- ・公益社団法人小鹿野町シルバー人材センター利用規約
- ・公益社団法人小鹿野町シルバー人材センター会員業務就業規約

契約の形は変わりますが、発注から支払いまでの流れは変わりません。

ただし、消費税の課税関係が変わりますのでご注意ください。4月からは請求書の内訳が、センター業務委託料と会員業務委託料に分かれています。このうち会員業務委託料は会員が免税事業者のため適格請求書(インボイス)が発行できなくなります。

詳しくはリーフレットをご覧ください。

誠に申し訳ありませんがご了承ください。

公益社団法人小鹿野町シルバー人材センター  
理事長 森 真太郎